

清水町こども医療費助成制度のご案内

こども医療費助成制度は、0歳から18歳までのお子さんが、病気やケガで医療機関を利用したときの医療費を助成するものです。

1 助成の対象と対象者

- ① 助成の対象は、保険診療の自己負担分（2割または3割）
 - ② 小児慢性特定疾病医療、自立支援医療及び療育医療等の公費負担医療制度で費用徴収された額（徴収額等）
 - ③ 対象者は、清水町に住所のある0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこども
- ◆こども医療費助成の受給者の対象にならない方
- ア) 清水町に住所を有しない方
 - イ) 健康保険の資格がない方
- 受給対象者以外の方が誤って医療費助成を受給した場合は、助成額の返還をしていただくこととなりますので御注意ください。

2 受給者証の使用等方法等

- ① 静岡県内の医療機関を受診する際、健康保険証と一緒に受給者証を医療機関窓口へ毎回提出してください。
- ② 受給者証を忘れた場合や静岡県外の医療機関を受診した場合は、窓口で自己負担分（2割または3割）をお支払いいただき、後日役場こども未来課で払戻し（償還払）の手続きをしてください。

3 窓口負担額

- ① 入院の場合 無料（入院時食事療養費標準負担額を含む。）
 - ② 通院の場合 無料（処方箋による薬局での調剤を含む。）
- 受給者が窓口で支払う負担金はありません。ただし保険適用外の費用（入院証明書料、予防接種、薬容器代、おむつ代、外来紹介状が必要な病院の紹介なし患者負担額、差額ベッド代等）は対象外です。

4 医療費が高額になったとき

入院等で医療費が高額になったときは、受給者等に代わって町が保険者に対し、高額療養費の申請を行います。該当になる場合は、町から申請に必要な書類のご案内をしますのでご協力をお願いします。

5 届け出が必要なとき

- ① 住所、氏名等の記載事項に変更があったとき（印鑑・受給者証が必要です。）
 - ② 健康保険証に変更があったとき（印鑑・新しい健康保険証が必要です。）
 - ③ 受給者証を紛失等したとき（印鑑・健康保険証が必要です。）
- ※印鑑（シャチハタ不可・署名をする場合は不要）

6 払戻しの申請(償還払)

◆受診医療機関で、自己負担分(2割または3割)を支払った場合、払戻しの申請をしてください。保険診療の該当にならない医療費は対象になりません。

【例】・ 静岡県外の医療機関で受診したとき

- ・ 受給者証を医療機関の窓口で提示できなかったとき
- ・ 保険給付の対象となる医療用補装具を購入したとき(保険者から7~8割分の支給を受けた後、支給額がわかる書類と補装具の領収書、医師の証明書をお持ちください。)

<申請の方法>

必要書類をご用意のうえ、役場こども未来課で申請してください。

受診日から1年を経過した場合は、申請ができなくなりますのでご注意ください。

<必要書類等>

- ① 領収書原本
- ② お子さんの健康保険証
- ③ こども医療費受給者証
- ④ 保護者名義の預金通帳(初回のみ登録が必要です。)
- ⑤ 高額療養費に該当する場合は、保険者から発行された高額療養費支給通知書
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療等の場合は、公費負担医療受給者証
- ⑦ 補装具等の場合は、医師の装着必要証明書、保険者から発行された保険給付通知書
- ⑧ 印鑑(シャチハタ不可・署名をする場合は不要)

※必要書類のうち保険者に原本を提出する書類は、コピーをとっておいてください。

<助成額>

保険診療の自己負担分(2割または3割負担分)

- ・入院の場合は入院時食事療養費を含みます。

7 注意事項

- ・受給者証が使用できるのは、静岡県内のみです。
- ・学校などでケガなどをされた場合、日本スポーツ振興センターなどの公的機関より災害共済給付金が支給されますので、こども医療費受給者証は使用せずに、健康保険証のみで受診してください。
- ・交通事故などの第三者行為によるケガなどの治療に該当する場合にも、こども医療費受給者証の使用はできません。
- ・受給者証は18歳まで使用しますので大切に扱ってください。

※ 夜間、急な発熱、ケガなどでお困りのとき、救急病院で受診するか迷っているとき、電話でアドバイスが受けられます。

静岡こども救急電話相談 #8000または 054-247-9910

相談時間：毎日24時間

ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

清水町役場 こども未来課 子育て支援係 TEL 055-981-8215